

## 令和3年第1回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年3月8日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和3年3月10日（午前9時30分）

### 4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

### 5. 不応招議員

なし

### 6. 出席議員

応招議員に同じ

### 7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	谷口裕子
副町長	飯田潤一郎	税務課長	野中洋太
教育長	吉住政子	福祉課長	郷田貴啓
会計管理者兼 総務課長兼会計室長	丸山英明	建設課長	樋口信吾
総務課参事兼 庁舎建設推進室長	鹿田健	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
政策調整課長	丸山信夫	協働推進課長	藤島達也
環境衛生課長	小松朋雄	教育委員会事務局教育次長	中島孝

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	藤島弘義	書記	原野昌文
書記	井上周亮		

10. 議事日程

- 日程第1 承認第1号 令和2年度広川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について
- 日程第2 承認第2号 令和2年度広川町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について
- 日程第3 同意第1号 広川町教育委員会教育長の任命に対する同意について
- 日程第4 議案第1号 指定管理者の指定について（広川町保健・福祉センター）
- 日程第5 議案第2号 指定管理者の指定について（広川町産業展示会館・まち子のおにわ）
- 日程第6 議案第3号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 広川町人口減少地域安住促進強化条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 広川町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第7号 広川町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 日程第12 議案第9号 令和2年度広川町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第13 議案第10号 令和2年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第14 議案第11号 令和2年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
について

日程第15 議案第12号 令和2年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第3号）  
について

日程第16 議案第13号 令和2年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第17 議案第14号 令和2年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）について

---

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第2号のとおりであります。

日程第1 承認第1号

○議長（野村泰也）

日程第1. 承認第1号 令和2年度広川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認  
についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。承認第1号 令和2年度広川町一般会計補正予算（第6号）  
の専決処分の承認についてのお願いでございます。

---

承認第1号

令和2年度一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度一般会計補  
正予算（第6号）を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

新型コロナウイルスワクチン接種体制の早期構築等のために令和3年2月16日で令和2年  
度一般会計補正予算第6号の専決処分を行ったので議会へ報告し、承認を求めるものである。

---

内容につきましては、住民課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたしま  
す。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（谷口裕子）

皆様おはようございます。それでは、2ページをお開きください。

---

専決第1号

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度広川町一般会計補正予算第6号について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年2月16日提出

広川町長 渡邊 元喜

### 専決理由

新型コロナワクチン接種体制の早期構築及び町内の医療機関に対して感染拡大防止対策に係る費用の支援を早急に行うため、令和2年度広川町一般会計補正予算第6号について、特に緊急を要するが議会を招集する時間的余裕がないので専決処分するものである。

---

それでは、一般会計補正予算書（第6号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,502千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,058,675千円といたします。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、期間は令和2年度から3年度で、120,842千円を追加しております。

歳入です。

7ページをお願いいたします。

15款1項2目1節. 保健衛生費国庫負担金5,465千円の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金と15款2項1目1節. 保健衛生費国庫補助金5,287千円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金になります。

19款1項1目1節、7,750千円は財政調整基金を繰り入れるものです。

次に、歳出です。

8ページをお願いいたします。

4款1項1目. 保健衛生総務費です。新型コロナウイルス感染拡大防止対策としての医療機関緊急支援金で7,750千円の増額です。

次に、本年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業です。以下、ワクチン接種に必要な体制を確保するための費用となります。

以上、御報告いたします。よろしくをお願いいたします。

### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから承認第1号 令和2年度広川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを採決します。

原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

## 日程第2 承認第2号

○議長（野村泰也）

日程第2. 承認第2号 令和2年度広川町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

承認第2号

令和2年度一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度一般会計補正予算（第7号）を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙が執行されることとなったため令和3年2月24日で令和2年度一般会計補正予算第7号の専決処分を行ったので議会へ報告し、承認を求めるもの。

---

内容につきましては、総務課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

皆さんおはようございます。それでは、承認第2号 令和2年度広川町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について御説明いたします。

今回の専決に係る補正につきましては、小川福岡県知事が2月22日に辞職願を提出され、翌日、県の選挙管理委員会より選挙の日程が公表されました。3月25日告示、4月11日投票の日程が決定しております。

また、八女市八女郡県議会議員補欠選挙が同時に執行されることとなっております。

それでは、4ページ、専決第2号 専決処分書でございます。ただいまの理由によりまして、令和3年2月24日に、4ページのとおり専決処分をさせていただいております。

補正予算の内容でございます。一般会計補正予算書（第7号）の4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

県知事選挙及び県議会議員補欠選挙執行業務といたしまして、令和2年度から3年度の期間におきます限度額3,195千円の債務負担行為を補正しております。内容につきましては、選挙に係るポスター掲示板作製、設置、撤去、また、期日前投票所の運営事務従事者等の委託契約に要する経費を債務負担させていただいております。

続きまして、予算書の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入です。

16款3項1目、総務費県委託金2,181千円につきましては、今回、選挙の執行に係る交付金でございます。

8ページ、2款4項6目、県知事県議会議員選挙費につきましては、今回の選挙に係ります令和2年度に執行する分を計上しております。報酬、需用費、役務費、それから事務に係ります職員の人件費、時間外手当、総額2,181千円を補正しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから承認第2号 令和2年度広川町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてを採決します。

原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

### 日程第3 同意第1号

○議長（野村泰也）

日程第3、同意第1号 広川町教育委員会教育長の任命に対する同意についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

同意第1号 広川町教育委員会教育長の任命に対する同意についてのお願いでございます。

同意第1号

広川町教育委員会教育長の任命に対する同意について

広川町教育委員会教育長として、下記の者を任命したいので、町議会の同意を求める。

令和3年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

## 記

住 所 久留米市国分町

氏 名 富 山 拓 二 郎

任 期 令和3年4月1日から令和5年12月19日まで

### 提案理由

広川町教育委員会教育長吉住政子氏が令和3年3月31日をもって辞職するので、その後任者の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により町議会の同意を求めるものである。

---

どうぞよろしく願いいたします。

### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。3番竹下英治君。

### ○3番（竹下英治）

少子化もあって——私は国内情勢の変化によって、戦後教育を見直す時期が来ているんだろうと思います。それで、教育長には質問等をずっとさせていただいている状況です。

今回、コロナもあって、また、おととも質問させていただいたように、ICT教育とか、非常に学校の教育環境も変わるという状況にあります。そのような状況において、教育次長から事前に富山さんについては説明を受けていたわけですが、現行の広川町の学校教育の状況に照らして、彼がどのように適任なのかということをもう一回御説明いただきたいと思います。

それと、吉住教育長にはまた引き続き3期目を就任いただいて、非常に感謝するところなんですけれども、年度末の予算編成等もやって、かつ学校が4月になったら多分入学式とかがあるんだろうと思います。コロナで我々はちょっと参列できない状況にあるんですけれども。そういうふうな過渡期に交代をされるというよりは、もうちょっと年度末の落ち着くまでというんですかね、学校はいつも忙しいんでしょうけれども、例えば、門外漢からいえば、夏休み、この辺でしっかりと教育行政のまとめとかをさらにさせていただいて、そういうタイミングで御交代されたらどうかなというふうな考えを持っているんですが、この辺のところの御説明をいただきたいと思います。

### ○議長（野村泰也）

副町長。

### ○副町長（飯田潤一郎）

まず、富山拓二郎氏の経歴は説明したと思いますけれども、広川中学校に教員、教頭、校長として長く在籍されて、そこでの仕事の評価というのがやはり非常に高かったということで、広川の実情、広川の学校について熟知されているということが何よりの選考のポイントになったということです。

それから、4月に替わるのはどうかという話なんですけれども、12月19日というのが教育長の任期なんですけど、年度途中というのが非常に人選に当たって障害になるんです。つまり、現役じゃなくなった方に焦点を絞って人選しないと、12月20日から教育長になっていただくということは非常に難しい。ということになりますと、できれば4月1日から交代というの

がスムーズにいくということで、これを夏休みとかにしますと、さらにまた人選が難しいというふうなことになります。

いつが一番最適なのかということは、学校の事情があらうかと思えますけれども、私たちとしては新学期ということがいろんな意味で一番いい時期じゃなかろうかと判断いたしました。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略して採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。

同意第1号 広川町教育委員会教育長の任命に対する同意についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### 日程第4 議案第1号

○議長（野村泰也）

日程第4. 議案第1号 指定管理者の指定について（広川町保健・福祉センター）を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第1号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
広川町保健・福祉センター	社会福祉法人 広川町社会福祉協議会	自 令和3年4月1日 至 令和8年3月31日

提案理由

指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。



---

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第1号 指定管理者の指定について（広川町保健・福祉センター）を採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第2号

○議長（野村泰也）

日程第5. 議案第2号 指定管理者の指定について（広川町産業展示会館・まち子のおにわ）を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第2号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
広川町産業展示会館 ・まち子のおにわ	広川町商工会	自 令和3年4月1日 至 令和8年3月31日

提案理由

指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

---

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第2号 指定管理者の指定について（広川町産業展示会館・まち子のおにわ）を採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第3号

○議長（野村泰也）

日程第6. 議案第3号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第3号

広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和3年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

町財政事情を考慮し、町長給料の減額を行うため条例の一部を改正するものである。

---

内容につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

おはようございます。議案第3号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について説明いたします。

ただいま町長より提案理由の説明がありましたように、町長給料の減額を行うため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容としましては、町長の給料月額を基本額から5%減額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

条例改正の内容は、附則に第27項を加え、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、規定する給料月額から町長は100分の5を減じた額を支給するものであります。ただし、期末手当の算定の給料月額は規定の額によるものでございます。

附則で、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論のある方の挙手をお願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第3号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第4号

○議長（野村泰也）

日程第7. 議案第4号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第4号

広川町職員の給与に関する条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和3年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

住居手当の支給に関して、手当額の算定を国に準拠させるため本条例の一部を改正するものである。

---

内容につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

議案第4号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正について説明いたします。

ただいま町長より提案理由の説明がありましたように、住居手当の支給に関して国の制度に準拠させるため、本条例の一部を改正するもので、手当の支給対象となる家賃月額の下限値を12千円から16千円に引き上げるとともに、住居手当の額の上限を27千円から28千円に引き上げるものでございます。

条例の一部改正の内容につきましては12ページのとおりであります。13ページの新旧対照表にて説明いたします。

第12条の3は住居手当を定めたもので、第1項第1号は支給の対象となる月額賃金の下限額を「12,000円」を「16,000円」に改めるものでございます。

第2項第1号は手当額の算定について定めたもので、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改めるものでございます。

12ページに戻りまして、附則、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第4号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号

○議長（野村泰也）

日程第8. 議案第5号 広川町人口減少地域定住促進強化条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第5号

広川町人口減少地域定住促進強化条例の一部改正について  
標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和3年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

本条例は、人口が著しく減少している地域の人口の確保を図りながら、活力に満ちた地域づくりを引続き進めるために、本条例を一部改正するものである。

---

内容につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

議案第5号 広川町人口減少地域定住促進強化条例の一部改正について説明いたします。

本条例は町の人口減少対策について、著しく人口が減少している地域を定住促進強化地域に指定することで地域の定住人口の確保を図り、町の均衡ある発展と活力に満ちた地域づくりを目的に、平成28年3月に条例を制定し、総合的な定住施策を実施してきました。

平成28年に定住促進強化地域に指定した上広川校区においては、移住・定住支援、国際理解教育、少人数学級などの事業を実施し、一定の成果はあったと評価しておりますが、人口減少は続いております。来年度以降の事業継続のため、本条例を一部改正し、令和6年3月31日までの3年間の期間を延長するものでございます。

条例の一部改正の内容につきましては15ページのとおりでございますが、16ページの新旧対照表にて説明いたします。

第2条は定義を定めたもので、第1項第2号、定住促進強化地域の指定のための人口比較の年次を「平成2年」を「平成7年」に、「平成27年」を「令和2年」に改めるものでございます。

附則第2項で、条例の失効について「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、3年間の延長を行うものです。

15ページに戻りまして、附則、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

この条例は上広川地区の活性化には欠かせないものだと感じております。

3年間延長されますので、この事業の再周知、それとか関係機関への周知が私は大事だと思います。そのようなことをどう講じられるのか、お伺いします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

まず、3年間延長しますけれども、こういう強化地域とかの指定をするに当たっては、やはり条例を改正して、延長した、最終段階で評価をするべきだと思います。その評価につき

ましては、令和5年にその状況がどうなのかということで評価をさせていただきまして、また再延長になるのか、そこでするのかという話になると思います。

それと、周知の方法なんですが、やはりいろいろな情報発信して、移住につなげたいと考えております。

今回も当初予算に上がっておりますけれども、移住・定住については十分やっていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

周知はしたいということですが、上広川地域がこのように定住化の強化地域になっているというのがまだ私は浸透していないと感じております。ぜひとも再度やっぱり住民さん方に周知をしていただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第5号 広川町人口減少地域定住促進強化条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第6号

○議長（野村泰也）

日程第9. 議案第6号 広川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第6号

広川町国民健康保険条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和3年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正により、本条例を一部改正するものである。

---

内容につきましては、住民課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（谷口裕子）

議案第6号 広川町国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

内容につきましては、19ページの新旧対照表を御覧ください。

本条例の改正は新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本条例の附則第3項中の傷病手当の支給に係る規定において、同法の規定を引用していた新型コロナウイルス感染症の定義を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」と改めるものです。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第6号 広川町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第7号

○議長（野村泰也）

日程第10. 議案第7号 広川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第7号

広川町国民健康保険税条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和3年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

広川町国民健康保険税の税率を改正するため、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、住民課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（谷口裕子）

議案第7号 広川町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

改正の趣旨といたしましては、平成30年度から福岡県が財政運営の責任主体となり、県内市町村とともに国民健康保険の運営を行っておりますが、将来の保険税率の県内均一化を見据え、令和3年度の国民健康保険税分からの算定における資産分及び介護分に係ります資産割をなくし、その減税分を所得割、均等割、平等割で補うため、税率の見直しを行うものです。

また、本町の国民健康保険事業の健全な運営を図るため、所得割の税率の引上げも行うものでございます。

内容につきましては、24ページから30ページの新旧対照表によるところでございますが、31ページの資料の表により説明をさせていただきます。

上の表が現行で、下の表が改正後（案）になります。左の縦の欄が上から医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分、横の欄がそれぞれの所得割、資産割の率と均等割、平等割の金額になります。

本条例の改正は国民健康保険税の算定における支援分の所得割の税率を0.1%引上げ2.6%に、介護分の所得割の税率を同じく0.1%引上げ2.2%に、また、支援分と介護分の資産割をなくさせていただきます。均等割は上から1千円、1,500円、200円、均等割は800円、2,300円、1,500円の引上げを行うものです。

続きまして、29ページにお戻りください。

下のほうの附則第14項の新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免申請の特例の規定の改正は、先ほど議案第6号の国民健康保険条例の改正と同じ理由によるものです。

22ページの下段から、附則です。この条例は、令和3年4月1日から施行いたします。ただし、附則第14項の改正は公布の日から施行いたします。

適用区分です。この条例による改正後の広川町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）



提案理由について質問です。

この提案理由は税率を改正するために一部改正するというふうになっていますけど、改正したいので、改正しますというふうになっていて、これでは理由にならないのではないかなと思います。ほかの条例改正案の提案理由は、はっきり明確に示してありますが、この提案理由を具体的に説明できませんか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（谷口裕子）

提案理由の表現方法に係る御質問だと思いますが、今回の改正内容につきましては、国民健康保険税の税率に係る条項のみの改正ということで、このような表現になっているということで回答させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

県内の国保税額の算定に資産割を課している自治体は少数であるということは理解しております。国保制度の広域化の中で資産割をなくしていくということが町では問題化してきました。ただ、資産割をなくすことだけなら簡単な話ですけれども、資産割分の国保税の収入が減るだけ、歳入が減るだけです。国保の担当としては、歳入を確保するためにはそうはいかないということで、今回の提案になっていると理解します。当然ほかの税率を変える必要が出てくる。しかし、変えることによって国保税額が各世帯でどのように変化するのかというのが大きな問題になります。

これまで担当課では資産割をなくしていくために様々な試算を行って、国保税の税額を抑えるために相当苦勞をされてきたということも理解します。資産割をなくすことには反対はしませんが、私は資産割をなくすことによって国保税が増額される世帯があるということを心配します。

今回の条例改正案では、個人的にも試算してみましたが、多数の国保世帯でほぼ10千円から20千円の増税になると見えています。特に、均等割や平等割の増額はきついのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

全員協議会の資料でもお分かりと思うんですけども、減額分を所得割のみにした場合は、上がる世帯と下がる世帯が非常に極端に出てくると。そういうことを抑えるために均等割、平等割を扱ったということですので、できるだけ平準化する。しかも、影響を特定しない。そういうことから、このような結果を導いたと。詳しくは全員協議会資料によって御説明申し上げたとおりでございます。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論のある方の挙手をお願いします。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

国保の制度は、ほかの社会保険と比べて大変基盤が弱い制度になっています。国保の加入者は正規雇用の社会保険加入者と違って、個人事業主や非正規雇用の人、年金生活者、失業者など、経済的に不安定な人が加入している制度です。一般的な協会けんぽと比べても保険税は約2倍になると聞きます。コロナ禍の中で、このような国保加入者にさらなる増税を課すべきではないと思います。そのために一般会計からの繰入れを増やすべきです。また、国に対して国保会計への補助をもっと強く要請していくべきだと考えます。

以上の理由から、条例改正案に反対いたします。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

江藤議員のおっしゃっている趣旨というのは一応理解したつもりです。ただ、やっぱり国民皆保険という制度の観点からいって、加入者の負担が若干上がったとしても、健康保険に入っているということで享受する中身というのは大きいというふうには私は考えています。

今回、県に管理が移行された等の話があって、ほかの自治体との整合性を図るためという動きの中で、この前、住民課長から御説明いただいたように、御負担がなるべくかからないようにというようなことの配慮の上に私はなされていると理解しています。

それと、一般会計からの繰入れ等の話についても、必ずしも一般会計のほうも潤沢な状況にないし、今後、税収も減るという状況においては、今回の住民課の御提案について、致し方なくという部分もありますが、賛成をさせていただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

これをもって討論を終結いたします。

これから議案第7号 広川町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野村泰也）

起立多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号

○議長（野村泰也）

日程第11. 議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第8号

福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に田川地区広域環境衛生施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更する。

令和3年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

令和3年4月1日から、田川地区広域環境衛生施設組合が、新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入する。

このことに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増やし、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

---

内容につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について説明いたします。

ただいま町長から提案理由の説明がありましたので、規約の変更について説明いたします。変更する規約の内容は33ページのとおりであります。34ページの新旧対照表にて説明いたします。

別表第1の田川郡の「下田川清掃施設組合」の次に「田川地区広域環境衛生施設組合」を加えるものでございます。

35ページをお願いします。

別表第2、第5区の「下田川清掃施設組合」の次に「田川地区広域環境衛生施設組合」を加えるものでございます。

33ページに戻りまして、附則で、この規約は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第9号

○議長（野村泰也）

日程第12. 議案第9号 令和2年度広川町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第9号 令和2年度広川町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ520,249千円を減額し、予算総額を11,540,607千円とするものです。

第2条 繰越明許費の補正につきましては、予算書6ページのとおり、2款1項、PCB含有廃棄物処分委託ほか16事業につきまして、総額179,478千円の繰越しをお願いするものです。

第3条 債務負担行為の補正につきましては、予算書7ページに記載のとおり、新庁舎建設設計監理業務委託料ほか2事業について新たに追加し、4つの債務負担行為につきまして限度額の変更をお願いするものです。

第4条 地方債の補正につきましては、予算書8ページのとおり、14. 減収補てん債ほか1事業を追加し、2. 庁舎建設事業ほか5事業につきまして限度額の変更をお願いするものです。

予算書2ページ、3ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

1款1項. 町民税、3項. 軽自動車税は増加、4項. 町たばこ税は減少し、町税全体で1,107千円を増額しております。

6款. 法人事業税交付金は17,000千円、7款. 地方消費税交付金は75,208千円を収入見込みによりそれぞれ増額しております。

15款. 国庫支出金は93,948千円、16款. 県支出金は40,136千円をそれぞれ減額しておりま

す。

各項の補正額につきましては、記載のとおりとなっております。

17款1項. 財産運用収入は基金利子の確定見込みにより1,376千円、18款1項. 寄付金はふるさとづくり寄付金を実績見込みにより70,000千円それぞれ増額しております。

19款1項. 基金繰入金は、財政調整基金繰入金を259,373千円、公共施設整備基金繰入金を197,821千円、地域振興基金繰入金を3千円それぞれ減額し、ふるさとづくり基金繰入金を2,000千円増額しております。

21款1項. 延滞金、加算金及び過料は200千円、4項. 雑入は2,455千円を減額し、22款1項. 町債は事業費の確定等により93,004千円を減額しております。

4ページ、5ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

今回の歳出補正予算につきましては、今年度の各種事業費の実績見込みによる減額補正が主なものとなっております。

1款1項. 議会費は525千円を減額しております。

2款1項. 総務管理費は217,082千円、2項. 徴税費は600千円、3項. 戸籍住民基本台帳費は5,464千円、4項. 選挙費は45千円、5項. 統計調査費は1,289千円、6項. 監査委員費は258千円をそれぞれ減額しております。

3款1項. 社会福祉費は31,885千円、2項. 児童福祉費は9,860千円、4款1項. 保健衛生費は10,676千円、2項. 清掃費は2,036千円をそれぞれ減額しております。

5款1項. 農業費は46,158千円を減額し、2項. 林業費は4,001千円増額しております。

6款1項. 商工費は38,227千円、7款1項. 土木管理費は6,314千円、2項. 道路橋梁費は国庫補助事業額の確定等により130,422千円、4項. 都市計画費は1,306千円、8款1項. 消防費は1,805千円をそれぞれ減額しております。

9款1項. 教育総務費は42,010千円、3項. 中学校費は9,160千円、6項. 保健体育費は1,388千円をそれぞれ減額しております。

2項. 小学校費は特別教室空調設備設置工事などにより38,637千円、5項. 社会教育費は広川町出身学生応援便事業などにより823千円をそれぞれ増額しております。

10款2項. 公共土木施設災害復旧費は200千円、11款1項. 公債費は7,000千円をそれぞれ減額しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

よろしく申し上げます。

全体の職員人件費の補正及び政策調整課関係の補正予算について説明いたします。

全体の職員人件費につきましては、精算見込みによる減額及び退職手当特別負担金の増額でございます。

予算書54ページをお願いいたします。

今回補正します一般会計の給与費の比較表でございます。

上段の表、1、特別職の比較の計の欄を御覧ください。報酬489千円の減額は、総務課関係の委員会委員等の報酬精算見込みによるものです。共済費550千円の減額は、町長及び教育長の負担金の確定によるものでございます。

中段の表、2、一般職については、報酬3,646千円、給料4,197千円、職員手当等3,042千円、共済費3,604千円の減額は精算見込みによるもので、職員手当等の内訳のうち、退職手当組合負担金1,300千円の増額につきましては、勸奨退職者の退職手当特別負担金の増額を含む精算見込みによるものでございます。

なお、人件費補正に関する各課からの説明は省略させていただきます。

次に、政策調整課関係の補正予算について説明いたします。

12ページ下段をお願いいたします。

歳入です。

15款2項1目、民生費国庫補助金のうち、1節、社会福祉費国庫補助金6,418千円の減額は、特別定額給付金給付事業に係る補助金確定によるものでございます。

13ページ上段をお願いいたします。

15款2項5目1節、総務費国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,733千円の増額につきましては、国の3次配分額の一部を計上しており、対策事業に充当しております。

14ページの下段、16款2項1目2節、総務費県補助金のうち、地方創生推進交付金750千円の減額及び18ページの上段、21款4項2目、雑入のうち、市町村職員中央研修所研修参加旅費助成金169千円の減額につきましては、ともに精算によるものでございます。

20ページをお願いします。

歳出です。

2款1項1目、一般管理費のうち、職員研修費1,244千円の減額、人事諸費500千円の減額は、コロナ禍の影響による研修や出張が少なくなったための精算見込みによるものでございます。

23ページをお願いいたします。

2款1項6目、企画費のうち、住宅取得支援事業980千円の減額は、交付金確定によるもの、その2つ下の広川町地方創生移住支援金交付事業1,000千円の減額は、事業に該当する移住対象者がなかったためによるものでございます。

28ページをお願いいたします。

3款1項1目、社会福祉総務費のうち、特別定額給付金支給事業6,418千円の減額は、事業確定によるものでございます。

29ページをお願いいたします。

中段の緊急生活支援商品券給付事業6,905千円の減額は、精算見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

それでは、総務課、会計室関係の補正予算について説明いたします。

まずは予算書の6ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

2款. 総務費から10款. 災害復旧費まで合計17事業、総額で179,478千円を繰越事業として次年度へ繰り越すものでございます。主にコロナウイルス感染対策事業、国、県の予算配分に係る繰越しとなっております。

総務課分につきましては、新庁舎建設に係るPCB含有廃棄物処理委託において、北九州市の処分場での年度内処分が不透明なために繰越しをお願いしております。

続いて、7ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

上段の表は、新庁舎建設設計監理業務委託料ほか2つの委託料について追加し、期間及び限度額を定めるものでございます。

会計室分につきましては、口座振替データ分割編集サービス処理委託契約が年度内に必要になったものでございます。

また、下段の表は、広川町新庁舎議場等会議システム導入事業ほか3つの事業費、負担金等について、入札契約等による限度額の変更をお願いしております。

次に、8ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正でございます。

上段の14. 減収補てん債は、コロナ禍における法人税割、利子割交付金ほかの減収補填、15. 小学校特別教室空調設備設置事業は、国の補正予算に係る起債を追加しております。

下段、変更の2. 庁舎建設事業ほか5件の変更につきましては、いずれも事業費の確定見込みに伴う限度額の変更をお願いしております。

続いて、歳入予算について説明いたします。

予算書11ページをお願いいたします。

下段の6款1項1目. 法人事業税交付金、7款1項1目. 地方消費税交付金につきましては、交付金の確定見込みによりそれぞれ17,000千円、75,208千円を増額しております。

16ページをお願いいたします。

16款3項1目. 総務費県委託金につきましては、国勢調査ほか、今年度実施された統計調査委託金の確定により1,297千円を減額しています。

17款1項2目. 利子及び配当金については、財政調整基金利子ほか、町の各種基金の利子の確定見込みにより1,376千円を増額しております。

次ページ、17ページをお願いいたします。

19款1項1目. 財政調整基金繰入金は、今回補正予算の財源調整として259,373千円の減額、5目. 公共施設整備基金繰入金については、事業費確定見込みに伴い197,821千円を減額し、8目. ふるさとづくり基金繰入金は、災害復旧事業充当のため2,000千円を計上しています。

21款4項2目. 雑入では、年始会の中止により負担金を450千円減額しています。

18ページでございます。

22款1項. 町債の補正につきましては、各起債事業の事業費確定見込みにより、1目. 総務債は33,604千円、4目. 土木債は35,500千円、6目. 消防債は41,500千円をそれぞれ減額し、5目. 教育債は国の補正予算事業に係るもの17,600千円を計上しております。

続いて、歳出補正について説明いたします。

予算書は20ページをお願いいたします。

20ページ下段になります。2款1項1目、一般管理費の説明欄、行政諸費427千円の減額は年始会の中止によるものであります。

3目、財政管理費は、説明欄の財政諸費、広川町公共施設個別計画策定業務委託料の確定により4,081千円を減額しております。

続いて、21ページから22ページをお願いいたします。

5目、財産管理費です。土地施設管理費、車両管理費、新型コロナウイルス施設対策費につきましては、今後の支出見込みにより合計で4,872千円の減額としております。

庁舎建設事業費265,316千円の減額は、主に工事費の入札減によるものです。

基金管理費は、各基金の運用実績見込みにより積立金を1,357千円増額しております。

次に、24ページをお願いいたします。

13目、情報管理費は、情報化推進事業費336千円の減額、社会保障・税番号制度システム改修事業1,672千円の減額で、実績により減額となっております。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。

4項1目、選挙管理委員会費は、実績により45千円を減額、5項2目、基幹統計費は、今年度実施された国勢調査ほか3統計調査の実績により1,289千円を減額しております。

飛びまして、53ページをお願いいたします。

53ページの最下段でございます。11款1項、公債費、2目、利子は、利子の支出見込みにより7,000千円を減額しております。

以上で総務課、会計室関係の補正予算の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

福祉課長。

#### ○福祉課長（郷田貴啓）

それでは、福祉課関係の補正予算について御説明申し上げたいと思います。

予算書の6ページをお願いします。

ここは第2表 繰越明許費補正であります。

福祉課の分は、2行目の3款1項、社会福祉費の障がい者（児）施設等従事者慰労金支給事業及び次の行の高齢者福祉施設等従事者慰労金支給事業、それぞれ2,770千円と7,580千円でございます。これにつきましては、後ほど補正でお願いするわけですけど、給付に係る諸手続が年度内の完了が見込めないため、繰越しをお願いするものです。

次の行の3款2項、児童福祉費の臨時出産支援金支給事業2,403千円につきましては、給付月を児童手当の支給に合わせて給付しておりまして、2月の支払い後から3月31日までの間の出産給付につきましては、次回の児童手当支給月であります6月支給となるため、繰越しをお願いするものです。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算書の12ページをお願いします。

15款1項1目、民生費国庫負担金です。1節、児童福祉費国庫負担金10,324千円、10節の社会福祉費国庫負担金471千円の増額につきましては、令和元年度の精算による追加交付額となります。



次の11節. 児童手当国庫負担金の9,630千円の減額につきましては、児童手当給付費の減額に伴うものとなります。

次に、15款2項1目. 民生費国庫補助金です。4節の児童福祉費国庫補助金507千円の減額につきましては、子育てのための施設等利用給付交付金の減額に伴うものです。

次に、予算書の13ページ下段をお願いします。

16款1項1目. 民生費県負担金です。1節の児童福祉費県負担金4,572千円、7節の社会福祉費県負担金235千円の増額につきましては、令和元年度の精算による追加交付額となります。

次の11節. 児童手当県負担金1,742千円の減額につきましては、児童手当給付費の減額に伴うものです。

次に、16款2項2目. 民生費県補助金、15ページの5節. 児童福祉費県補助金176千円の減額は、子育てのための施設等利用給付交付金の減額によるものが253千円及び令和元年度の精算による追加交付の子どものための教育・保育給付費補助金が77千円となります。

次に、予算書の17ページをお願いします。

19款1項6目. 地域振興基金繰入金3千円の減額につきましては、利子補給に伴うものです。

次に、21款4項2目. 雑入、8節の雑入となります。予算書は18ページをお願いします。

説明欄の上から3行目、配食サービス事業個人負担金385千円の増額につきましては、利用者増に伴うものです。

次の4行目の外出支援サービス個人負担金350千円の減額につきましては、新型コロナに伴う利用者の減少によるものとなります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

予算書の28ページをお願いします。

3款1項1目. 社会福祉総務費、説明欄の中段にあります保健・福祉センター管理費、14節の工事請負費9,086千円の減額につきましては、工事の入札残に伴うものです。

次の障害者福祉費2,039千円の増額につきましては、令和元年度の額確定によりまして、国庫負担金1,359千円、県負担金680千円の精算返納となります。

次に、予算書30ページをお願いします。

障がい者（児）施設等従事者慰労金支給事業2,770千円の増額につきましては、繰越明許費でも申しあげましたように、新型コロナ感染拡大防止を図りながら従事されている障害福祉サービス施設等に慰労金を給付するものとなります。

次に、3款1項3目. 老人福祉費、説明欄になります。長寿・健康事業1,400千円の減額及び次のページをお願いします。高齢者福祉事業費1,310千円の減額は、いずれも実績見込みによるものです。

地域支援事業費335千円の増額につきましては、介護予防ボランティアの実績減によるものが340千円の減額及び配食サービス利用増に伴い、675千円の増額となります。

次の生活支援体制整備事業597千円の減額につきましては、実績見込みによるものです。

介護保険事業費12,708千円の減額は、額確定によるものです。

次の高齢者福祉施設等従事者慰労金支給事業7,580千円の増額につきましては、障害者福祉施設と同じく、従事者への慰労金となります。

次に、予算書32ページの下段となります。

3款2項1目．児童福祉総務費、説明欄の児童虐待防止対策事業費244千円の増額は、令和元年度の精算返納によるものです。

特別保育事業費4,975千円の増額は、障害児保育事業の対象児童の増加に伴い2,880千円の増額及び令和元年度の精算返納金として2,095千円の増額となります。

次の33ページをお願いします。

放課後児童健全育成事業費3,936千円の増額につきましては、指定管理委託料のうち、社会保険料の積算不足により3,507千円の増額をお願いするものです。また、令和元年度の額確定による精算返納金として429千円を計上しております。

次の3款2項2目．児童措置費、説明欄の児童手当措置費12,000千円の減額は、実績見込みによるものです。

子どものための教育・保育給付費9千円の増額は、県負担金及び県補助金の令和元年度の精算返納金となります。

子育てのための施設等利用給付事業17千円の減額につきましては、これも事業の実績見込みによる減額1,000千円及び令和元年度の精算返納金983千円の精算の金額を計上しているところです。

次に、予算書34ページになります。

臨時出産支援金支給事業7,007千円の減額につきましては、実績見込みによるものとなります。

以上が福祉課の予算となります。よろしくをお願いします。

#### ○議長（野村泰也）

住民課長。

#### ○住民課長（谷口裕子）

それでは、住民課関連の一般会計補正予算について御説明させていただきます。

予算書6ページを御覧ください。

繰越明許費補正です。

5段目の医療機関緊急支援金事業8,650千円は、町内の医療機関施設等の感染拡大防止に要する費用に対しての支援金になります。

次に、7ページを御覧ください。

債務負担行為補正です。

下の表の変更中2番目のマイナンバーカードオンライン申請補助端末リース料の1,576千円は、契約額の確定による減額です。

次に、歳入です。

12ページ上段を御覧ください。

15款1項1目5節．国民健康保険基盤安定国庫負担金35千円の増額は、収入見込みによるものです。

次に、2目．衛生費国庫負担金の1節．保健衛生費国庫負担金の192千円の増額は、未熟児養育医療費国庫負担金の過年度分精算になります。

めくっていただいて、13ページです。

15款2項5目．総務費国庫補助金のうち、1節の個人番号カード交付事務費補助金380千

円、戸籍法改正に伴う戸籍システム改修費補助金682千円、デジタル手続法に基づく戸籍システム改修費補助金2,376千円及びコンビニ交付サービス導入補助金209千円の減額は、それぞれの実績による補正になります。

その下の16款1項1目4節. 国民健康保険基盤安定県負担金1,997千円と、次の14ページになりますが、後期高齢者医療基盤安定県負担金3,463千円の減額は、県からの収入見込みによるものです。

次に、2目. 衛生費県負担金の1節. 保健衛生費県負担金の263千円の減額は、未熟児養育医療費県負担金の本年度の見込みと過年度分の精算によるものです。

16款2項2目の2節と3節と4節の子ども医療費県補助金、重度障害者医療費県補助金、ひとり親家庭等医療費県補助金の増額及び減額は、それぞれ今年度の医療費補助金、事務費補助金の収入見込みと過年度分精算によるものです。

17ページをお願いいたします。

一番下の21款4項2目8節の雑入になります。後期高齢者医療制度長寿健康増進事業補助金の1,140千円の減額は、広域連合からの補助金の収入見込みによるものです。

歳入は以上になります。

次に、歳出です。

25ページをお願いいたします。

2款3項1目. 戸籍住民基本台帳費です。

説明欄の1節と8節の報酬と旅費の減額は、職員と補助的会計年度任用職員の精算分による減額です。

10節の印刷製本費98千円と12節の戸籍統合システム関連改修委託料3,058千円の減額は、実績によるものです。

続きまして、32ページを御覧ください。

3款1項6目. 国民健康保険特別会計繰出金1,113千円の増額は、実績に基づく支出見込みや県の通知によるものです。

次の8目. 後期高齢者医療費の5,185千円の減額は、後期高齢者広域連合の算定に基づく実績によるものです。

続きまして、34ページ下段を御覧ください。

4款1項1目. 保健衛生総務費の説明欄、◎地域医療体制充実推進事業費の5,658千円の減額は、公立八女総合病院企業団負担金の確定によるものです。

その下、新型コロナウイルス感染拡大対策費、7節の感染管理認定看護師謝金400千円、11節、通信運搬費250千円及び18節、新型コロナウイルス医療従事者慰労金320千円の減額は、実績によるものです。

医療機関緊急支援金900千円は、実績見込みによる増額分になります。

35ページをお願いいたします。

4款1項2目. 予防費の説明欄、◎健康づくり推進事業費、12節. 委託料は実績による4,000千円の減額で、22節. 償還金、利子及び割引料は過年度の県の通知による精算になります。

以上で住民課関連の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

## ○産業振興課長（井上新五）

産業振興課関係の補正予算について説明いたします。

まず、予算書6ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正です。

6行目より、5款1項、農村地域防災減災事業につきましては、新たにため池耐震調査に係る追加配分となったため15,900千円を、次の農業水路等長寿命化・防災減災事業につきましては、ため池ハザードマップ作成に係る入札残、国庫補助金分6,762千円を繰り越し、次年度事業実施するものとなります。

次の農村環境整備事業につきましては、かんがい排水工事の測量登記等について修正等に期間を要することから、必要経費を次年度に繰り越し、実施するものです。

6款1項、企業情報サイト構築運営事業につきましては、地元企業や学生、求職者へのサポート事業として、地方創生臨時交付金分を次年度に繰り越し、事業実施するものとなります。

続きまして、歳入補正予算について説明いたします。

予算書15ページ上段をお願いします。

16款2項4目、農林水産業費県補助金、1節、農業費県補助金につきましては、今年度の補助金の額が確定した事業などについて、総額28,172千円を減額補正しております。

次の2節、農村環境整備事業県補助金につきましては、水路、ため池改修に係る事業費の確定により減額補正、4節、林業費県補助金につきましては、荒廃森林整備事業に係る追加配分により4,000千円の増額補正、5節、農村地域防災減災事業県補助金につきましては、ため池耐震調査に係る国庫補助金の配分による増額補正となります。

次に、予算書17ページ下段をお願いいたします。

21款4項2目、雑入、8節、雑入、上から3つ目となります。ふれあい農園入園料につきましては、今年度廃止する智徳区分の入園料の減額、次ページの国県交付金返納金につきましては、農業次世代人材投資事業費補助金に対し、給付停止要件に該当した新規就農者分の192千円の返納金分となります。

続きまして、歳出補正予算について説明いたします。

予算書23ページ中段をお願いいたします。

2款1項6目、企画費、地域おこし協力隊事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による任用職員の活動自粛報酬分を減額するものです。

予算書36ページ中段をお願いいたします。

5款1項1目、農業委員会費、12節、委託料、農家台帳システム改修業務につきましては、令和3年度にかけ事業を実施するため、今年度分の予算減額を行うものとなります。

5款1項3目、農業振興費につきましては、各事業費の確定及び見込み等の増減により不用額25,765千円を減額補正、39ページの4目、畜産業費につきましても、事業の確定により不用額4,287千円を減額補正するものです。

次の5款1項5目、農地費につきましては、事業交付決定による増減となります。

下段の農村地域防災減災事業、耐震調査委託料につきましては、国庫補助金追加分として15,900千円を増額計上しており、5目、農地費全体としましては13,125千円の減額補正とな

ります。

次のページ、5款2項1目．林業総務費につきましては、森林環境譲与税基金利子分を増額、2目．森林振興費につきましては、4,000千円の県追加配分により工事費の増額をお願いするものです。

下段、6款1項1目．商工総務費、2目．商工振興費につきましては、事業費の確定及び見込み等による減額等となりますが、41ページ下段の企業情報サイト構築委託料につきましては、地方創生臨時交付金を活用した次年度繰越事業として4,600千円を増額補正しております。

4目．観光費につきましては、コロナ感染防止対策として実施できなかったイベントに係る事業分を減額補正するものです。

以上で産業振興課分の補正予算について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

建設課長。

#### ○建設課長（樋口信吾）

建設課関連の補正予算について説明いたします。

予算書6ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正の中段、7款2項、狭あい道路整備等促進事業の23,186千円は、久保田線及び柿畑線に係る繰越しで、その下段、防災・安全交付金事業の23,390千円は、吉常古賀線道路改築と橋梁点検に係る繰越し、最下段になります10款2項．公共土木施設災害復旧費の9,400千円は、吉常逆瀬谷線災害復旧について翌年度へ繰り越すものであります。

続いて、歳入について説明いたします。

予算書12ページをお願いします。

15款1項3目．災害復旧費国庫負担金の3,396千円の減額は、災害査定による補助額の確定によるものです。

15款2項3目．土木費国庫補助金の90,707千円の減額は、事業費確定による社会資本整備総合交付金の減額で、木造住宅耐震改修分675千円、空き家再生等推進事業分1,742千円、次のページになります。狭あい道路整備等促進事業分20,220千円、社会資本整備総合交付金事業分24,854千円、防災・安全交付金事業分42,873千円及びブロック塀等撤去促進事業分343千円をそれぞれ減額しております。

予算書15ページをお願いします。

16款2項8目．土木費県補助金の1,562千円の減額は、事業確定による福岡県木造戸建住宅耐震改修促進事業補助金1,350千円と福岡県ブロック塀等撤去促進事業補助金212千円の減額となっております。

続きまして、歳出の説明をいたします。

予算書42ページをお願いします。

7款1項1目．土木総務費の6,314千円の減額につきましては、土木管理担当職員人件費のほか、木造戸建住宅耐震改修支援事業2,700千円、老朽危険家屋等除却促進事業2,151千円、次のページになります。及びブロック塀等撤去促進事業763千円の減額で、事業費の確定によるものです。

続きまして、7款2項2目．道路維持費の134千円の減額は、地元施工補助金額の確定に

よるものです。

7款2項3目．道路新設改良費の126,488千円の減額は、道路改修事業費の3,604千円が今年度事業見込みの確定による減額、狭あい道路整備等促進事業費22,265千円、社会資本整備総合交付金事業42,400千円、防災・安全交付金事業58,219千円についてが補助事業の確定によるものです。

予算書45ページをお願いします。

7款4項2目．公園費1,306千円の減額につきましては、地域公園整備事業の確定によるものです。

予算書53ページをお願いします。

10款2項1目．公共土木施設災害復旧費200千円の減額につきましては、吉常逆瀬谷線道路災害復旧工事に係る用地補償費が不要となったための減額であります。

建設課分の補正は以上でございます。よろしくをお願いします。

### ○議長（野村泰也）

教育次長。

### ○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

次に、教育委員会関連の補正予算について御説明いたします。

予算書6ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正の下段になります。

9款2項、小学校施設管理費につきましては、国の予算による災害復旧工事となり、次年度に繰り越して上広川小学校屋内運動場の修繕工事を行うものです。

その下の小学校費、新型コロナウイルス感染拡大対策費及び小学校特別教室空調設備設置事業と3項の中学校費、新型コロナウイルス感染拡大対策費につきましては、小中学校費国庫補助金により次年度に繰り越して小学校特別教室空調設備設置工事と新型コロナウイルス対策用備品購入等を行うものでございます。

5項、社会教育費の新型コロナウイルス対策支援広川町出身学生応援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用して、次年度に繰り越して広川町出身学生等への広川産米の給付を行うものでございます。

予算書7ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正については、小中学校校内LAN保守委託料を追加し、期間及び限度額を定めるものでございます。

また、下段の表の小中学校電子教材使用料については、入札契約等による限度額の変更をお願いするものです。

歳入予算になります。

13ページをお願いいたします。

15款2項4目．教育費国庫補助金の1節．小中学校費国庫補助金の9,600千円の増額のうち、8,835千円は学校施設環境改善交付金の額の確定によるものと、765千円は感染症対策等学校教育活動継続支援事業補助金の2分の1以内の補助となっております。

4節．幼児教育無償化給付国庫補助金の6,998千円の減額は、幼児教育無償化給付国庫補助金及び地域子ども・子育て支援事業国庫補助金の額の確定によるものでございます。

続きまして、14ページ中段を御覧ください。

16款2項2目. 民生費県補助金の1節. 社会福祉費県補助金の310千円の減額は、新型コロナウイルス感染防止のための啓発活動中止によるものでございます。

続きまして、15ページ下段を御覧ください。

16款2項6目. 教育費県補助金の2節. 教育費県補助金の3,643千円の減額につきましては、幼児教育無償化給付県補助金及び地域子ども・子育て支援事業県補助金の額の確定によるものです。

続きまして、17ページ下段から18ページ上段を御覧ください。

21款4項2目. 雑入は、子どもの体験活動推進事業交通費負担金75千円の減額と学級講座交通費負担金35千円の減額で、ともに新型コロナウイルス感染防止のための事業中止によるものでございます。

次に、歳出を御説明いたします。

46ページをお願いいたします。

9款1項1目. 教育委員会費、8節. 旅費の519千円の減額は、精算見込みによるものです。

続いて、2目. 事務局費、17節. 備品購入費及び19節. 扶助費は、それぞれ額の確定によるものです。

22節. 償還金、利子及び割引料は、扶助費からの組替えによるものです。

24節. 積立金の6千円の減額は、学校建設基金積立金の利息の確定によるものです。

47ページ上段を御覧ください。

3目. 義務教育振興費です。1節. 報酬の1,312千円の減額は、精算見込みによるものです。

7節. 報償費、8節. 旅費及び13節. 使用料及び賃借料は、コロナ感染防止によるネット活動事業、子ども会リーダー研修等の中止による減額となっております。

10節. 需用費の6,999千円の減額は、G I G Aスクール構想のためのタブレットに附属する消耗品費等の額の確定によるものでございます。

11節. 役務費の176千円の増額は、工事請負費からの予算組替えによるものです。

17節. 備品購入費の18,459千円の減額は、タブレットの入札残によるものでございます。

48ページを御覧ください。

9款2項1目. 学校管理費、7節. 報償費120千円の増額は、I C T活用研修会講師謝金です。

10節. 需用費の5,145千円の減額は、電気料等の実績見込みによるものでございます。

17節. 備品購入費の1,162千円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大対策のための気化式冷風機等の備品購入のためのものです。

2目. 教育振興費の2,500千円の減額は、小学校就学支援事業費の実績見込みによるものです。

3目. 学校建設費の45,000千円の増額は、各小学校の12の特別教室に空調設備を設置するためのものでございます。

49ページから51ページにかけて御覧ください。

9款3項1目. 学校管理費、7節. 報償費40千円の増額は、中学校のI C T活用研修会講師謝金です。

10節. 需用費の1,200千円の減額は、電気料等の実績見込みによる減額です。

2目. 教育振興費の8,000千円の減額は、中学校就学援助費の実績見込みによるものです。次に、9款5項1目. 社会教育総務費、8節. 旅費90千円及び13節. 使用料及び賃借料222千円の減額は、コロナウイルス感染防止のための子どもの体験活動推進事業等の中止によるものです。

10節. 需用費4,626千円及び11節. 役務費630千円の増額は、新型コロナウイルス対策支援による広川町出身の学生へ広川産米を給付するための消耗品費及び通信運搬費です。

18節. 負担金、補助及び交付金の721千円の減額は、補助金等の不用額によるものです。

50ページから51ページにかけてお願いします。

2目. 公民館費、7節. 報償費213千円の減額は、生涯学習事業各種講座の中止によるものです。

10節. 需用費の164千円の減額は、分館長会懇親会の中止によるものです。

11節. 役務費166千円及び12節. 委託料269千円の減額は、分館長災害補償保険料及び分館長業務委託料の執行残によるものです。

13節. 使用料及び賃借料の264千円の減額は、学級講座や分館長会視察の中止によるものです。

次に、51ページの中段の3目. 人権・同和教育費です。1,224千円の減額は、人権セミナーや人権講演会、野外活動等の中止のため、報償費、旅費、委託料などの減額によるものです。

52ページを御覧ください。

5目. 文化財保護費の300千円の減額は、古墳公園資料館の電気料の減額によるものです。

7目. 図書館費の500千円の減額は、町民交流センターの電気料の減額によるものです。

9款6項1目. 保健体育総務費の1,388千円の減額は、町民体育大会の中止による報償費、需用費などの減額及び町体育協会補助金の不用額の減額によるものとなっております。

以上で教育委員会事務局関連の補正予算説明を終わります。よろしくお願いします。

#### ○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

#### ○環境衛生課長（小松朋雄）

それでは、環境衛生課の補正予算について説明いたします。

予算書35ページをお願いいたします。

4款1項2目. 予防費、説明欄の狂犬病予防接種事業費の54千円の減額につきましては、10節. 需用費の印刷製本費28千円、11節. 役務費の通信運搬費26千円でございます、コロナの蔓延防止対応に伴う集団接種未実施によるものでございます。

次に、4款1項3目. 環境衛生費、説明欄の衛生班長会費の410千円の減額につきましては、10節. 需用費の食糧費156千円、13節. 使用料及び賃借料、車の借上料の88千円でございます、これもコロナ蔓延防止対応に伴う衛生班長会並びに研修会未実施によるものでございます。

また、11節. 役務費、衛生班長災害補償保険料166千円は、入札執行残でございます。

同じく6目. 水道事業費の609千円の減額につきましては、福岡県南広域水道企業団の小石原川ダム建設割賦負担金及び利息の確定によるものでございます。



次に、36ページをお願いいたします。

4款2項1目．清掃総務費の4千円の増額につきましては、広川町最終処分場地元対策基金積立金の利子確定による増額でございます。

同じく2目の塵芥処理費2,040千円の減額につきましては、ごみ収集事業費の消耗品費2,010千円並びに印刷製本費の30千円ともに入札執行残額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

税務課長。

**○税務課長（野中洋太）**

税務課の補正予算について御説明いたします。

歳入の補正予算となります。

予算書9ページ上段をお願いします。

1款．町税を1,107千円増額し、2,373,382千円とするものです。

税目ごとに御説明いたします。

予算書の11ページ上段をお願いします。

1款1項1目の個人町民税の所得割を42,159千円増額し、779,412千円とするものです。申告書、給与支払報告書などの所得データに基づき、各自治体との扶養控除の突合や国税連携システムによる税務署の課税資料の把握と収納実績に基づき増額補正するものです。

2目の法人町民税の法人均等割は950千円の増額を見込みますが、法人税割は事業所の申告状況から28,432千円の減額が見込まれ、差引き27,482千円の減額となり、129,010千円とするものです。

次に、3項．軽自動車税です。1目の軽自動車税（種別割）、2目の環境性能割について、実績に基づき2,527千円増額し、75,797千円とするものです。

次に、4項．町たばこ税については、町内のたばこの販売本数が当初の見込みよりも減少していることから、16,097千円減額し、143,000千円とするものです。

続きまして、予算書17ページ下段をお願いします。

21款．諸収入、1項1目．延滞金です。実績に基づきまして200千円減額し、1,800千円とするものでございます。

以上で税務課の補正予算の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（藤島達也）**

協働推進課関係の補正予算について説明いたします。

歳入予算について説明いたします。

予算書14ページをお願いいたします。

中段となります。16款2項1目．総務費県補助金、2節．総務費県補助金の高齢者運転免許証自主返納支援事業県補助金75千円の減額は、申請者の減少による補助金の見込みによるものでございます。

予算書15ページをお願いいたします。

下段となります。5目．商工費県補助金、1節．商工費県補助金の福岡県消費者行政推進

事業補助金72千円の減額は、補助金確定によるものでございます。

次に、17ページ上段をお願いいたします。

18款1項5目．総務費寄付金、1節．ふるさとづくり寄付金70,000千円の増額は、寄附金の見込みによるものでございます。

下段の21款4項2目．雑入、8節．雑入の新市町村振興宝くじ交付金632千円の減額は、交付額の確定によるものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

予算書20ページ中段をお願いいたします。

2款1項1目．一般管理費です。説明欄、行政区運営支援費、10節．需用費219千円の減額は、コロナ禍により食糧費が不用となったものでございます。

次に、22ページ下段をお願いいたします。

2款1項6目．企画費です。説明欄、ふるさと納税事業費63,924千円の増額は、ふるさとづくり寄付金の増額見込みによるものでございます。7節．報償費のふるさとづくり寄付者贈呈品など、記載のとおりとなっております。

24節．積立金のふるさとづくり基金積立金24,510千円の増額は、ふるさとづくり基金額及び利子の確定によるものでございます。

次に、23ページ下段をお願いいたします。

8目．交通安全対策費、19節．扶助費のふれあいタクシー利用券給付費600千円の減額は、申請者の減少によるものでございます。

次に、予算書30ページ中段をお願いいたします。

3款1項2目．人権・同和対策振興費、8節．旅費513千円の減額は、コロナ禍による研修会等の中止によるものでございます。

次に、予算書45ページ中段をお願いいたします。

8款1項2目．非常備消防費、10節．需用費816千円の減額は、コロナ禍により消防団行事などの中止による食糧費が不用になったものでございます。

4目．水防費、15節．原材料費200千円の減額は、決算見込みによるものでございます。

5目．災害対策費、24節．積立金982千円の増額は、災害対策基金額及び利子の確定によるものでございます。

6目．防災費、12節．委託料1,771千円の減額は、国土強靱化地域計画策定業務委託料の確定によるものでございます。

以上で協働推進課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。3番竹下英治君。

**○3番（竹下英治）**

建設課長にお伺いしたいんですが、町道吉常逆瀬谷線の話だったと思うんです。施工未実施との御説明があったと思うんですが、理由を教えてくださいませんか。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

吉常逆瀬谷線の繰越分の関係と申すけれども、これにつきましては、事業の工法検討ですね、そういったものを実施しておりました。それと、用地買収が伴うような部分がありまして、そこが保安林にかかっていたために、保安林解除のための調整ですね、そういったものに時間を要したために繰り越す原因となっております。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第9号 令和2年度広川町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第13 議案第10号

○議長（野村泰也）

日程第13. 議案第10号 令和2年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第10号 令和2年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から252,207千円を減額し、予算総額を2,452,583千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

6款1項. 県負担金は、今後の収入見込みにより普通交付金など256,508千円を減額し、10款1項. 他会計繰入金は1,113千円、2項. 基金繰入金は3,104千円、12款2項. 預金利子は84千円をそれぞれ増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は66千円を増額し、2款1項. 療養諸費は実績見込みにより療養給付費負担金など254,500千円を減額し、4項. 出産育児諸費は出産育児一時金補助金840千円、5項. 葬祭諸費は葬祭費補助金240千円をそれぞれ増額計上しております。

3款1項. 医療給付費分は151千円、6款2項. 特定健康診査等事業費は911千円、7款1項. 基金積立金は85千円をそれぞれ増額計上しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

住民課長。

**○住民課長（谷口裕子）**

それでは、議案第10号 令和2年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

まず、歳入です。

予算書6ページをお願いいたします。

6款1項3目. 保険給付費等交付金256,508千円の減額は、1節. 普通交付金、2節. 特別交付金ともに収入見込みによるものです。

次に、10款1項1目. 一般会計繰入金1,113千円の増額は、各繰入金の実績に基づく支出見込みや県の通知によるものです。

次に、10款2項1目. 国民健康保険財政調整基金繰入金3,104千円の増額は、国民健康保険特別会計の不足分を国民健康保険財政調整基金から繰り入れるものです。

7ページをお願いいたします。

12款2項1目. 預金利子84千円の増額は、財政調整基金利子の収入見込みによるものです。

次に、歳出です。

予算書8ページをお願いいたします。

1款1項1目. 一般管理費62千円の増額はシステム改修によるもので、2目. 連合会負担金4千円の増額、2款1項1目. 一般被保険者療養給付費250,000千円、3目. 一般被保険者療養費4,500千円の減額、2款4項1目. 出産育児一時金、次の9ページ、2款5項2目. 葬祭費の増額は、実績見込みによるものでございます。

3款1項2目. 退職被保険者等医療給付費分151千円の増額は、過年度不足分の追加納付によるものです。

6款2項1目. 特定健康診査等事業費、報償費75千円は実績見込みによります増額、836千円は元年度国民健康保険給付費等交付金特別交付金超過交付分の精算によるものです。

10ページをお願いします。

7款1項1目. 国民健康保険財政調整基金積立金85千円の増額は、国民健康保険財政調整基金利子を国民健康保険財政調整基金に積み立てるものです。

以上で国民健康保険特別会計補正予算案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第10号 令和2年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

**日程第14 議案第11号**

**○議長（野村泰也）**

日程第14. 議案第11号 令和2年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第11号 令和2年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に238千円を追加し、予算総額を286,590千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

実績見込みにより、1款1項. 後期高齢者医療保険料は5,414千円を増額し、4款1項. 一般会計繰入金は事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金5,176千円を減額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

2款1項. 後期高齢者医療広域連合納付金は実績見込みにより239千円を増額し、10款1項. 予備費は1千円を減額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第11号 令和2年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号

○議長（野村泰也）

日程第15. 議案第12号 令和2年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第12号 令和2年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に3,400千円を追加し、予算総額を35,233千円とするものです。

第2条 地方債の補正は、予算書4ページのとおり、県営防災ダム整備事業負担金につきまして限度額の増額変更をお願いするものです。

2ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

2款3項. 県委託金は160千円、4款1項. 一般会計繰入金は40千円、7款1項. 町債は3,200千円をそれぞれ増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は、事業費の確定により県営防災ダム事業負担金3,400千円を増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第12号 令和2年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第13号

### ○議長（野村泰也）

日程第16. 議案第13号 令和2年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊元喜）

議案第13号 令和2年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、資本的支出を30,273千円減額し、予算総額414,491千円とするものであります。

資本的収支では78,434千円の不足分が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いいたします。

資本的支出の水道事業費につきまして、支出見込みによりまして配水設備工事費を30,273千円減額いたします。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第13号 令和2年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

## 日程第17 議案第14号

### ○議長（野村泰也）

日程第17. 議案第14号 令和2年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊元喜）

議案第14号 令和2年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的収入を7,718千円、収益的支出を5,259千円増額し、また、資本的収入を10,547千円減額、資本的支出を17,073千円減額し、予算総額974,284千円とするものであります。

資本的収支では124,077千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

予算第5条に定めた流域下水道事業債の限度額を12,800千円に補正します。

なお、補正予算の内容につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（小松朋雄）**

それでは、下水道事業会計補正予算について説明いたします。

予算書3ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の補正予算につきまして説明いたします。

収入の1款1項1目。下水道使用料7,718千円は、年度末までの下水道使用料の収入見込みによるものでございます。

次に、支出の1款1項3目。総係費151千円は、受益者負担金前納奨励金の決算見込みによる増額でございます。

次に、1款1項4目。流域下水道維持管理負担金5,108千円は、流域下水道の決算見込みによる増額でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入の1款1項1目。受益者負担金1,241千円の増額、2目。分担金88千円の減額は、今年度賦課実績見込みによるものでございます。

1款5項1目。建設改良債11,700千円の減額は、流域下水道事業の建設に係る企業債の借入れ見込みでございます。

支出の1款1項3目。総係費4,895千円につきましては、非常用発電機の購入予算について、リースで対応したため減額するものでございます。

最後に、同1款1項5目。流域下水道建設負担金12,178千円の減額につきましては、同建設費の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**



討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第14号 令和2年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は3月11日午前9時30分から開議いたします。お疲れさまでした。

午後0時6分 散会